

# 日本泌尿器科学会 Webinar 運営委員会規則

制定 2017年3月13日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会 Webinar 運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会 教育委員会（以下「教育委員会」という。）と連携して、会員の卒後・生涯教育に役立つことを目的として動画配信事業を行う。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 投稿ビデオ、学会発表ビデオの審査・配信
- (2) Web セミナー「JUA WEBINAR」の開催・配信
- (3) その他、理事会あるいは教育委員会が必要と認めた事項。

## 第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる編集委員・編集幹事をもって構成する。

2 編集委員（以下「委員」という。）

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

3 編集幹事（以下「幹事」という。）

若干名からなり、編集業務を補佐する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

4 理事長および教育委員会委員長は動画の監修に当たる。

(委員および幹事の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、幹事は委員長、理事長、委員が合意のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員および幹事の任期)

第6条 委員および幹事の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員および幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を教育委員会及び理事会に報告する。

4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長ならびに教育委員長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

#### 第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会及び教育委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

(投稿規定)

第12条 投稿規定は、委員会において決定し、その変更は、理事会の承認を受けるものとする。また、投稿規定は、日本泌尿器科学会雑誌に必要に応じて掲載する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は、2017年3月13日から適用する。